

**安家川漁業協同組合内共第3号  
第五種共同漁業権遊漁規則**

沿革 年 月 日

**(目的)**

第1条 この規則は、この組合が有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場のうち、野田村と岩泉町の町村境から上流の区域（以下「漁場」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

**(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)**

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。  
2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

**(遊漁の方法及び期間)**

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	野田村と岩泉町の町村境から上流の免許区域	8月1日から10月31日まで
やまめ	餌釣り、疑餌釣り		3月1日から9月30日まで
さくらます	餌釣り、疑餌釣り		3月1日から6月30日まで
いわな	餌釣り、疑餌釣り		3月1日から9月30日まで
うぐい	餌釣り、疑餌釣り		3月1日から12月31日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

**(禁止区域)**

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
茂井長とろ淵の上流100mの地点から同淵の下流200mの点までの区域	1月1日から12月31日まで
年々川全域	
川口沼淵の全300mの区域	

松ヶ沢保呂草滝の上流 200mの点から同滝の下流 200mの点までの区域	1月1日から12月31日まで
元村清水川全域及び同川との合流点から下流中の橋までの安家川本流の区域	1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を除く)

### (漁具漁法の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる漁具又は漁法により採捕してはならない。

水産動物	漁具・漁法
全魚種	まき餌漁法(餌容器を使用する場合を含む)

### (全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
やまめ(ひかりを含む)	13センチメートル
いわな	13センチメートル
うぐい	13センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者(75歳以上に限る。)のときは2分の1に相当する額とする。

遊漁券区分	名称	漁具・漁法	遊漁料	
			日券	年券
全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	1,500円	12,200円
	やまめ、さくらます、いわな、うぐい	餌釣り、疑餌釣り		
雑魚	やまめ、さくらます、いわな、うぐい	餌釣り、疑餌釣り	1,300円	8,600円

- 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び高齢者(75歳以上に限る。)を除き1,000円を加算した額とする。
- 第1項の中学生、肢体不自由者及び高齢者(75歳以上に限る。)にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

### (特設釣場及びつかみどり漁場)

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな及びにじます特設釣場並びに同つかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて

公表した料金を納付しなければならない。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

#### (共通遊漁の承認等に関する事項)

第10条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証	水産動物	漁具・漁法	遊漁料（年券）	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り	24,000円	21,600円
	やまめ、さくらます いわな、うぐい	餌釣り、疑餌釣り		
雑魚	やまめ、さくらます いわな、うぐい	餌釣り、疑餌釣り	17,000円	15,200円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階  
岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第7条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

#### (遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際して川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

**(漁場監視員)**

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の順守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

**(違反者に対する措置)**

第 13 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第 1 号

遊漁承認証

表

裏

<p style="text-align: right;">No.</p> <p style="text-align: center;"><b>遊漁承認証</b></p> <p style="text-align: center;">下記の通り遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">遊</td> <td style="width: 95%;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">者</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table> <p>認証期間</p> <p>魚 種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊 漁 料</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">安家川漁業協同組合 印</p>	遊	(住所)	漁	(氏名)	者	(年齢)	<p>○ 注 意 事 項</p> <p>1. ....</p> <p>2. ....</p> <p>3. ....</p> <p>○ 当組合が行っている増殖事業</p> <p>1. .</p> <p>2. .</p> <p>3. .</p> <p>○ 当組合が行っている漁場管理</p> <p>1. .</p> <p>2. .</p> <p>3. .</p>
遊	(住所)						
漁	(氏名)						
者	(年齢)						

様式第 2 号

県内共通遊漁承認証

No. \_\_\_\_\_

年 県内共通遊漁承認証

写 真	遊 漁 者	1. 有効期間
	団体名	自           年   月   日
	住 所	至           年   月   日
	氏 名	2. 魚 種
	年 齡	3. 遊漁料
		4. 交付年月日
岩手県内水面漁業協同組合連合会           印 電話 019-623-8712		

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	(年齢)
(住所)	
有効期間	
発行者	
安家川漁業協同組合 印	

注 意 事 項
1.....
2.....
3.....